

四日市市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年1月14日

四日市市教育委員会委員長 渡 邊 悌 爾

四日市市教委規則第2号

四日市市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市立博物館条例施行規則（平成5年四日市市教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第8条関係）	
区分	使用料（一回一式）
プロジェクター	1,080円

改正前	
別表第1（第8条関係）	
区分	使用料（一回一式）
<u>16ミリ映写機</u>	<u>2,160円</u>
<u>スライド映写機</u>	<u>1,080円</u>
プロジェクター	1,080円

第1号様式、第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市立博物館使用許可申請書

年 月 日

四日市市教育委員会

(申請者) 住所  
 団体名  
 氏名 (代表者)  
 電話

四日市市立博物館の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的	行事の目的		使用予定人員		
	仕事の内容				
使用日時及び使用施設	年 月 日 (曜)	使用施設名	使用時間区分		
	・ ・ ( )		午前	午後	全日
	・ ・ ( )				
	・ ・ ( )				
附属設備	プロジェクター				
持込設備					
会場責任者	住所				
	氏名	電話 ( )			

*使用料	施設使用料	附属設備使用料	合計	
*許可の条件				
*受付年月日	年 月 日	*許可年月日	年 月 日	第 号

備考 \*欄は記入しないでください。

第2号様式（第6条、第7条、第12条関係）

四日市市立博物館使用許可書

第 号  
年 月 日

四日市市教育委員会 印

(申請者) 住所  
団体名  
氏名 (代表者)  
電話

四日市市立博物館の使用を次のとおり許可します。

使用目的	行事の目的		使用予定人員		
	仕事の内容				
使用日時及び使用施設	年 月 日 (曜)	使用施設名	使用時間区分		
	・ ・ ( )		午前	午後	全日
	・ ・ ( )				
	・ ・ ( )				
附属設備	プロジェクター				
持込設備					
会場責任者	住所				
	氏名	電話 ( )			
使用料	施設使用料	附属設備使用料	合計		
許可の条件					

備考1 四日市市立博物館条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

2 使用後は、設備等を原状に復し係員の点検を受けてください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市立博物館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに改正前の四日市市立博物館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市立博物館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(教育委員会博物館)